

## 平成29年度第2回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

日 時 平成30年2月23日(金)  
午前10時から午後0時15分  
場 所 甲賀市役所4階 402 会議室

### 1 開会

○市民憲法唱和

### 2 健康福祉部次長挨拶

### 3 新委員紹介

### 4 会長挨拶

### 5 意見聴取事項

(1) 社会福祉法改正の概要と中間見直しに向けた方向性について

### 6 報告事項

(1) 計画本編及び計画概要版の配布について

(2) 次回審議会の開催時期について

### 7 閉会・副会長挨拶

1 開会 市民憲章唱和

2 健康福祉部次長挨拶

3 新委員紹介

【事務局】：それでは次第の2、本審議会の新委員のご紹介をさせていただきます。甲賀市社会福祉協議会会長の嘉郷重郷様です。嘉郷委員は、前回の審議会におきまして、社会福祉協議会の辻前会長が退任されることに伴い、委員及び審議会副会長職を引き継ぐということをご承認をいただいております。それでは、嘉郷様からご挨拶を頂戴いたします。

【副会長】：皆さん、おはようございます。甲賀市社協の嘉郷でございます。昨年6月に前任の辻会長から会長職を引き継ぎました。審議会の委員につきましても、残任期間を一生懸命務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【事務局】：ありがとうございました。なお、本日の会議につきましては、辻淳子委員、西村與利子委員、廣岡委員、森井委員、森田委員からご欠席の連絡を頂戴しております。ご了承ください。さて、本審議会規則第3条第2項では、審議会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない、とされております。本日の審議会には、委員15名中9名の委員にご出席いただいております。打田委員は遅れて出席されますので、過半数の委員の皆様にご出席いただいております。要件を満たしていることをご報告します。また、規則では会長が議長となりますことから、議事の進行については、会長をお願いいたします。

4 会長挨拶

【会 長】：昨日は滋賀県社会福祉協議会の福祉の報告会に初めて参加してきました。非常にたくさんの事例報告がありまして、大阪の社会福祉協議会の方が「なんて滋賀県は事例が多いんだ」とおっしゃっていたくらい、非常に活発でした。滋賀県の伝統なんでしょう。いくつかの報告を聞いて、それぞれ自分の領域を深めていってるのですが、それが地域とどう結びついてるかということが、意外に福祉の現場でも無く、ということで、私が20年から25年くらい前に広島で研修会を行ったときも、地域の社会福祉協議会の方は地域のほうに視点が行くのですが、施設の方は施設の中のほうに視点がいくんですね。意外と、同じ福祉

領域であっても。そういったものを超えていこうと国からも示しているの、それも含めてみなさんの知恵を出していただきたいと思います。

## 5 意見聴取事項

【会 長】：それでは、次第に基づき議事を進めていきます。まず、次第3の意見聴取事項の1点目、社会福祉法改正の概要と計画の中間見直しに向けた方向性について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】：それでは、「社会福祉法改正の概要と計画の中間見直しに向けた方向性について」、説明をさせていただきます。まず、昨年6月に社会福祉法の一部が改正され、それを受けて市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについても12月に改正されました。甲賀市においては、昨年7月に第2次甲賀市地域福祉計画を策定したところですが、策定から4年後の平成32年度には、第1回目の中間見直しを予定しております。そこで、本日の審議会では、まず、社会福祉法改正の内容や新ガイドラインの内容を資料をもとにお伝えさせていただき、それを踏まえて、現行の地域福祉計画に何が不足していて、何を盛り込んでいかなければならないかを把握し、第1回目の中間見直しに向けて、計画策定体制をどのように整備するか、どのような策定過程を踏んでいくかといったことについて方向性を定めるために、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

では、社会福祉法の改正の内容から、ご説明させていただきます。まず、お手元の資料のうち、【資料2】をごらんください。1ページ目は、社会福祉法の改正を受けて、厚生労働省が示した市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の「概要」となります。2ページから4ページは、法改正、厚労省の指針、そして改定された市町村地域福祉計画策定ガイドラインについて、その概要をまとめた資料となっております。こちらの2ページ目以降を用いて、ご説明させていただきます。

まず、一番上の「はじめに」の部分をご覧ください。少子高齢・人口減少社会という大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、全国の一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられています。そのために、国では、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められており、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。この、地域共生社会に向けた取組と、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進しようという取組は、別々のものではなく、商業・サービス業、

工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域福祉の推進、ひいては地域共生社会の実現に不可欠であると考えられます。

これらの動きは、社会福祉法の改正によって従来の地域福祉の方向性を変えるものではなく、平成14年に「社会保障審議会福祉部会とりまとめ」の中で、地域福祉推進の理念として、(1)住民参加の必要性、(2)共に生きる社会づくり、(3)男女共同参画、(4)福祉文化の創造を掲げた考え方を大切にしながら、引き続き地域福祉を推進していくことの重要性・必要性に変わりはありません。他方、地域共生社会の実現に向けては、昨年9月に「地域力強化検討会 最終とりまとめ」で示された5つの視点、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的なセーフティネットの構築（予防的福祉の推進）、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造、という5つの視点を重視しながら、取組を進めていく必要があります。人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば「暮らし」と「しごと」の全般にまで及びます。こうした本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「暮らし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、求められています。このため、今般の社会福祉法改正においては、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図っていく旨が定められました。介護、子育て、障害など、各福祉分野で制度的な対応を引き続き進めていくことは必要ですが、必ずしも制度の充実だけで安心した生活を築くことができるわけではありません。また、各分野の制度において福祉サービスを充実させることが、結果的にはマイナスに作用していたのではないか、それは、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会や、地域のつながりの中で困りごとを支えあう土壌を失くしたり、サービスの対象にならない課題や地域全体の課題にも目を向けていくという行政や福祉関係事業者の姿勢を弱めてきた、との指摘があることも認識しておく必要があります。重要なのは、「人」と「資源」の力を結び合わせて分野別の制度をつなぎ、また各分野の制度の狭間の問題をどのように解決していくかになります。こうした地域

づくりを実現するためには、市町村地域福祉計画策定のプロセスなども活用しながら、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待されています。

次に、「第一 社会福祉法改正の趣旨について」です。法第4条第1項の規定は、平成12年の法改正により盛り込まれたものであり、従来、事業を実施するに当たって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた「地域住民」を、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置付けています。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、今般の改正では、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について、「与えられる」ものでなく、「確保される」べきものとして規定を改められています。

法第4条第2項は、本改正で新たに追加されています。2項は、地域福祉の推進に当たり、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、(1)本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、(3)地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化しています。

社会福祉を目的とする事業を営む者が福祉サービスを提供するに当たっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされていますが、その際、保健医療サービス等の取組のみならず、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにしたものです。

法第4条第2項は、地域福祉を推進するに当たり、地域住民等が特に留意すべき点を規定していますが、法第6条第2項は、「地域住民等が域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない」とする国及び地方公共団体の責務を定めたものです。さらに法第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定しています。

法第106条の2は、本改正で新たに追加された条文です。複合化・複雑化した課

題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業の実施事業所といった福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたものです。なお、必要に応じて適切な機関につないだ後であっても、当該相談支援を担う事業者は、引き続き、相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら、相談支援に当たることが期待されています。

法第 106 条の 3 は、本改正で新たに追加された条文です。第 1 項第 1 号は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、第 2 号は、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第 2 号）、第 3 号は、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたものです。

法第 107 条は市町村地域福祉計画の充実について定めています。今般の改正では、法第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けています。

また、第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加しています。あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされています。

次に、改正された社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項関係について、ご説明します。カラー資料の 3 ページ目をご覧ください。第 1 号は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、第 2 号は、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、第 3 号は、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築、の 3 つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としています。これらは、新たに何らかの機関を設置するといったものではなく、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、それらを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、実際にどのような形でつくっていくかは、地域の実情に応じて様々な方法が

考えられます。また、包括的な支援体制を整備していく上での「住民に身近な圏域」については、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要とされています。例えば、甲賀市であれば、区・自治会単位、自治振興会単位、旧町単位など、地域によって異なってくるものと考えられます。その際、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められます。市においては、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、3つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待されています。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら3つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意することとされています。

次に、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項について、法第106条の3第1項第1号では、「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業」と規定しています。具体的には、市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を図るために、次の取組等を実施することとしています。青矢印の右側の箱をご覧ください。

ひとつめの「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」ですが、これは、地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、市町村は、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、まおこし、農・商工業等の福祉以外の分野の組織等に対して、地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援することとされています。その際、地域における様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めることに加え、そうした分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけて、つながりをつくっていくことも必要です。地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが重要であり、その際、市町村が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、市町村は包括的な支援体制

を整備する立場から、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかななどを協議して決めていく過程が重要とされています。

ふたつめの「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」は、地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備することとされています。

3つめの「地域住民等に対する研修の実施」は、地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取組を行っていくこととされています。

4つめは、留意点として、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても考える必要があり、そのためには、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことに加え、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組との協働や、企業の社会貢献活動（いわゆるCSR）等との協働も考えられます。

次に、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項について、法第106条の3第1項第2号では、「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業」と規定されています。具体的には、市町村は、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備するため、次の取組を実施することとされています。青矢印の右側の箱をご覧ください。

ひとつめは、「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備することとされています。その担い手については、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する必要があります。その具体的な例としては、次のような方法が考えられます。地域住民が中心となって担う場合の例としては、小学校区ごとに地域住民による「なんでも相談窓口」を設置するとともに、社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が専門的観点からサポートする方法、地域包括支援センター等が担う場合の例としては、住民のより身



近な圏域に地域包括支援センターのブランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、地域の各地区を担当する民生委員・児童委員や地域活動の担い手などと協働していく方法、自治体等において、各種の相談窓口を一つに集約した上で、各専門職がそれぞれ地域担当として、チームで活動していくという方法、在宅医療を行っている診療所や地域医療を担っている病院に配置されているソーシャルワーカーなどが、患者の療養中の悩み事の相談支援や退院調整のみならず、地域の様々な相談を受け止めていくという方法、などです。

ふたつめは、市町村は、「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備した場合、どこが担うのか、どこにあるのか、果たす役割が何かを明確に定め、分かりやすい名称を付けるなどして地域住民等に広く明確に周知することとされています。

3つめは、民生委員児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する必要があるとされています。

4つめは、市町村は、「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場が、安心して相談を受け止めることができるようにバックアップ体制を整備することとされています。具体的には、把握した地域生活課題のうち、地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、この後、3の項目で述べる法第106条の3第1項第3号の支援体制と連携・協働し、適切な支援関係機関につなぐことにより、課題解決を行うことのできる体制を構築することとされています。

次に、「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項」について、法第106条の3第1項第3号では、「生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業」と規定されています。具体的には、市町村は、「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、次の取組を実施することとされています。青矢印の右側の箱をご覧ください。

ひとつめは、専門機関や包括的な支援が必要な課題については、市町村域における支援関係機関等で支援チームを編成し、多機関が協働して支援することとされています。その際、既知の関係者のみならず、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的な関係者の「顔の見える」関係（ネット

ワーク)を広げていくことが重要となります。

ふたつめは、ネットワークの形成や支援チームの編成に当たって、協働の中核の役割を担う機能が必要とされています。例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政等の様々な機関が担うことが考えられますが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切な機関が担っていくことが求められます。

3つめは、支援チームによる個別の事案の検討の場については、介護保険制度における地域ケア会議などの既存の場の機能の拡充や、協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法、新たな場を設ける方法も考えられます。また、個別支援から派生する新たな資源やシステムづくりのための検討の場については、地域ケア会議や障害分野の協議会等の既存の場の機能の拡充や協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法のほか、新たな場を設けることも考える必要があります。市町村においては、協議や検討の場、コーディネートの機能を担う人が複数存在しているが、その必要性や役割・機能を整理し、システムとして再構築していく視点が必要となります。

4つめは、複合的で複雑な課題を抱えた者は、地域から孤立していたり、あるいは複合的で複雑な課題ゆえにどこに相談して良いか分からないという状況に置かれていることが考えられるため、「待ちの姿勢」ではなく、支援関係機関や「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携し、対象者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築する必要があります。

5つめは、複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民・ボランティアとの協働も求められます。

次に、改正された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについてご説明します。資料2、カラー資料の4ページ目をご覧ください。左側の四角囲みをご覧ください。市町村地域福祉計画について、(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、法上、5つございます。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては

認められないものとされています。

①から⑤のうち、①と⑤については今般の法改正により追加された記載事項であることから、特に①については、現行計画には十分に盛り込めていない状況です。それでは、現行計画と新策定ガイドラインとの比較をしながら見ていきたいと思っておりますので、資料6、計画策定ガイドライン対照表をご覧ください。こちらが、社会福祉法の改正を受けて、厚生労働省から示された新しい地域福祉計画策定ガイドラインと、現行計画とを比較した対照表となります。左側がガイドライン、右側が現行計画における対応状況として、計画中の該当箇所を記入しております。①の項目については、この法改正により地域福祉計画に盛り込むものとされたものです。そのため、現行計画には盛り込めていない項目も多々あります。

**【会 長】**：説明ありがとうございました。予定時間を超過してしまいましたが、各委員からご意見はございますか。

**【事務局】**：今回の改正内容も事前に情報がありましたので、策定した計画の方向性は間違っていないかと思っております。社会福祉法人制度改革の影響もありますし、民間事業者の事や、福祉以外の分野とどうつなげるかとか、そういった幅広い視点が出てきております。100パーセントとは言いませんが、現行計画で7、8割は対応できているのではないかと思います。

**【会 長】**：計画の3ページに計画の位置づけがあります。総合計画の下に地域福祉計画、その右に子ども・子育て応援団支援事業計画から健康こうか21計画までありますが、先ほどの説明であった自殺対策計画などもここに入れていくことになりますので、委員の構成にも関わってきます。また、計画策定にあたっては、計画倒れにならないように、地域包括支援センターなどの現場の視点を具体的な形で取り込んでいくことが求められています。ほかには、聴きなれないカタカナ言葉が入ってきておりますが、少なくともソーシャルワークといった言葉をどう扱うか。また、近年の動向として、商工会、工業会などとの連携や、資金調達についても考えていかなければなりません。

**【委 員】**：社会福祉法人としても、法改正により定款改正等、対応を行いました。国の通達を改めて読んでいますと、大変な改正であります。これまでの法的な根拠、障害者にはこういったことで対応します、高齢者にはこう対応します、としていたものが、全ての悩み事や困り事も、法の対象として対応していきましようということになったわけです。通達の資料4、21ページにごみ屋敷の事例もありますが、今までは困った人だと言っていました、これからは寄り添って、

その人が社会的に孤立しているのをどう変えていくのか、地域の問題として取り組んでいかなければなりません。そういったことはたくさんあって、あの人は障害者でもない、生活保護でもない、どこが対応するのか。生活支援課だろう、と。でも本人は相談に来ないんです。お風呂に入らないこの方を、誰が入れてあげるのか。これまでの社会福祉はこういうことに慣れていないんです。それはまさに民生委員さんが地域で活動されてきたことを、組織として法に基づいてやりましょう、社会全体の問題として、そのコントロールタワーとして行政がやりましょうと。さらに自殺対策とか保健所等の二次圏域がやってきたことも全部一次圏域に落とし込んで、その実施体制が重厚になったかといえどそうではなく、どこも手一杯のところは理念だけ持ち込まれては大変だなと思うのですが、テーマ、スローガンだけ計画に書いても誰も手に取らないし、誰も期待しないような計画であってはならない。そういう意味で、民生委員さん達が一生懸命個別に足を運んでくださっていることを公的に支援する仕組みを想定しながら計画を作らないと。コミュニティが弱くなっている中、計画を実現するには時間がかかりますし、時間をかけて成熟させていかなければなりません。そのなかで、これだけはここ数年で強めていこう、これだけはやろうという優先順位を決めて、現実性のある部分が計画にあってもいいのかなと思います。

**【委員】**：住民の立場から聴かせていただきました。ボランティアとして活動している中で、気になることがあります。ご近所のグループに仲間に入れていただいている中で、その中のおひとりなんですが、明らかにご主人が認知症だと分かるのですが、介護保険制度も利用されていない。地域包括からも2回ほど訪問を受けておられるけれども、奥さんは「まだいいよ」とおっしゃいます。民生委員さんに相談したり、ご近所なので制度利用を控えめに勧めてみたりするのですが、困り感を持っている方にどういうサービスがあるのか、その方を担当する方、連絡する役割の方、また集約する役割の方が今後必要になりますし、お一人では難しいので、そういうポジションの方が複数必要と思います。サービスを利用しようとしていない方にどうやって働きかけサービスを届けるのか、上位計画から下位計画までありますが、上位計画をたてる上でそこまで考えると良い計画になり、活かされるのではと思います。計画を見直す中で、いろんな取り組みをどこに担当していただくのか、一人ひとりの住民の力が大切になりますので、投げるのではなくて太いパイプを持っていただいて、計画をたてていただければと思います。

**【事務局】**：計画の下位計画への落とし込みにつきましては、地域福祉計画はテーマ型の書

き方となっていますが、この計画に基づきまして各課が事業実施計画を作っております。それについて、来年度に当審議会で計画の進捗管理を実施する予定です。実施事業は毎年度変わりうるわけですが、その中で計画を実施するにはこういう事業が必要ではないかといったご意見を頂こうと思っております。ただ、計画では地域レベルにおいて地域の皆さんが主体となって支えて頂くといったことを書いているわけですが、一方では地域コミュニティというものがどんどん衰退しており、その流れをどのように食い止めるかが難しく、課題となっております。

【委員】：民生委員さんはなり手が無くなっているのが現状であり、県内のある市では定数の半分くらいしか委嘱できていない状況です。大変な案件、相談に出会ったときに、24時間べったり対応することもあり、任期で辞められることもありますので、民生委員さんを支えていくことも大事かと思えます。また、市の審議会、委員会に関わらせてもらって、先ほどの自殺対策についてはセーフコミュニティで自殺対策委員会もありますし、高齢者部会、こども部会もありますので、セーフコミュニティ所管課と連携することが大事だと思います。それから就労支援の話も出ていましたが、就労支援計画の研究会に委員として入っております。その計画も策定されていますので、地域福祉計画に取り込むことができるか検討ください。子どもについては、子ども子育て応援団の計画もありますし、障がい者の計画もありますので、うまく連携が取れば地域福祉計画で手を付けられていない部分については解消できるかもしれません。県のレイカディア計画でも同じことです。県の計画を市町レベルに落とし込んでいってもそれが実施できるのかということが問題になります。市でそれを決めてもこんどは各地域で高齢化率ひとつを取っても状況が違いますよね。このような計画をどのように実行に移すかについては、各機関に持っていかなるを得ないのかなと思います。

【委員】：先ほど事務局の方がおっしゃってましたが、地域コミュニティがだんだん崩れつつある状況で、昔のように地域住民が参加する状況に持っていくのは難しい問題だということですが、まさにその通りで、我々の若いときは青年団があり、消防団があり、敬老団があり、婦人会があり、老人クラブがあり、いろいろな団体があって、それぞれどこかに籍を置き、所属してました。その中でいろいろな話をして、出てこない人がいればどうしているんだろう、様子を見てきてあげてと見守りが出来ていたわけです。最近は婦人会が無くなり、青年団が無くなり、消防団も団員が不足してきている状況で、地域で活動している団体は老人クラブだけだという話をしていました。その老人クラブでさえも最近はなか

なか入る人がいなくて、だんだん減ってきて、もう老人クラブを解散しようかという話が出ているところもあると聞いています。地域の中には70歳を超えた方がたくさんおられますので、入ってくださいと言うと、入って何のメリットがあるの、と。何をメリットとおっしゃるのか分かりませんが、入っている人と出会って喋って、そのことが見守りにもなると思うのですが。だんだん地域のつながりが希薄化していったのが現実で、どうしたらいいのか悩んでいる地域に支援やサポートが必要であり、そういうことをこの計画に盛り込んでいかなければならないと思います。

【委員】：地域のつながりが希薄化していることについて、2015年時点で34.5パーセントがひとり世帯で、4割を超える時代が2020年にはやってきますので、公的サービスだけでなく孤立しないしくみを構築することが第一です。滋賀の縁がひきこもり支援を甲賀圏域でされていまして、従来は39歳までの調査だったのですが、40～59歳の調査も今年されるということです。この8050問題など、甲賀市湖南市の地域の特性を活かして、独自の取り組みをしていければと思います。

【委員】：重要な事案があるのですが、甲賀市でも取り組んでおられると思いますが、5人の子ども、兄弟が施設にきました。上に2人の兄弟もいるので7人が、ほとんど学校に行けていないということでした。このたび虐待の通報もあって子どもたちが保護されましたが、この先、市の教育委員会も福祉もどのように対応されるのか、心配しています。

【事務局】：子ども政策部の家庭児童相談室が担当していますので、健康福祉部には情報が入ってきていないのです。虐待の案件によって、子どもであれば家庭児童相談室、障害者であれば障がい福祉課と担当課が分かれます。ケース会議において各課連携はしておりますが。

【委員】：今のケースの話だけではなく、全庁的な連携という点で、同じ健康福祉部の中でもなかなか横断的な検討が出来ないといったことや、個々の担当課での対応になってしまうことがあるので、計画に担当課がたくさん書いてあるのですが、担当課同士の合同会議がこれからもっと必要になるのだろうと思います。

【事務局】：虐待の事案については個人情報の点でも取扱いに慎重を要しますので、関係機関が集まって検討は行っており、検討の結果、一定の方向性を出し、実際の担当課が動くということになります。その中で解決に向けて、それぞれの担当課

が精一杯努力をしている状況です。

【委員】：横断的におっしゃっている中で、甲賀市で義務教育を受けられていない子どもたちがいるという状況が起きているということにびっくりしています。古くからのコミュニティの崩壊ということも問題ですが、新興住宅地ではコミュニティがまったく無いという問題もあります。

【委員】：民生委員としても古くからの地域は顔も見知っているし、情報も得やすいのですが、新しくできた地域や集合住宅で市外から転入されているところは本当に大変です。自治会にも加入されていないことが多いので、情報が得られません。子どもが不登校ということであれば、教育委員会できちんと情報を把握し、関係機関と連携を取らなくては。個人情報の問題があります。

【委員】：今は対応していると思いますが、なぜ5年間の不登校の間にもっと動けなかったのか。いくらか動いていたのだとは思いますが。

【委員】：先ほど話のあった地域コミュニティの衰退の中、住民主体で地域の悩みを解決していこうという流れになっていますが、2つ先進的に進めている事例があります。甲南町の野尻でいこい村というのができます。企業主導型の保育園と、同じ場所に株式会社が運営されるいろり家というデイサービスとグループホームもあります。もうひとつ障がい者就労支援の施設もできます。その場所は、子育て、高齢、障がいという福祉が一同に会する場所ができます。これらを運営するのは企業で、5月にオープンする予定ですが、私もそこで女性活躍ということで、女性が働きたい、起業したいという人が学びつなげる場をそこでやらせていただきます。それぞれの分野がそこにあるだけではなくて、ぐるっと丸く繋がるようなしくみをつくるのが課題であって、そこにおられる方が繋がるのではなくて、地域の方もそこに集っていただくようなしくみをつくるというのが運営の課題だと思っています。もうひとつは、綾野自治振興会さんが持つておられる古民家があります。みんなの居場所という名前で、もう運営をスタートされているのですが、実は月曜日から木曜日までが使われてなく、場所はあるがどう活用したらいいか分からないということをお聞きしたので、ぜひそこを女性活躍のために使わせてくださいということで、女性が起業するための準備的な場所にしたりとか、まだ模索中ではあるのですが、地域の困りごとに対して、もっと働きたい、活躍したいという女性たちの力を、もっともっと活かせると思っています。前向きに活動していきたいなと思っています。

【会 長】:分けて考えておかなければならないのですが、大きな計画と小さな計画があり、それは体系化しているからで、教科書みたいに順番に分けて書いてあります。生活はごちゃごちゃなもので、計画はあくまで分けていかないとごちゃごちゃになりますので、分けると分断化して縦割りにならざるを得ないという側面があります。それを何とか連携して連携して、という形になりますが、連携してと言わざるを得ないのは計画はそういうものだからなんですね。一人ひとりの生活はもともとごちゃごちゃなものなので、いくら計画を練ってもその生活に直結はしません。もともと、民生委員さんもそうですが、ソーシャルワークというものは、分断化した福祉を一人ひとりに寄り添って結びつけていくことが原点なんです。民生委員さんやソーシャルワークの方には、一人ひとりの生活者の視点からどの福祉が使えるかを結び付ける技術を身につけていただくことになります。昔は人口が多かったので、それぞれの団体に人がたくさんいたのでなんとかなったのですが、今は人口が減って高齢者を高齢者だけで支えるのも、児童を児童に関心ある人だけで支えるのも無理なので、児童の問題のときに高齢者も女性もみんな入ってくれば人が少ない中でもなんとか出来るんです。ヨーロッパでは、通勤距離が日本みたいに長くないので、ヨーロッパでは夜も家庭でご飯を食べ、それから飲みに行くんです。それがなぜ出来るかという、地域の村ごとに飲み屋があるんです。夜も家庭の時間をきちんと持ちながら、その後の地域や会社の飲みもやっています。日本は通勤時間が長いので、仕事の後に飲みに行きますが、そういう違いがあります。高齢者の問題を高齢者だけで対応するのは無理ですし、その対応をしている方はその知識しか無いわけですからそれ以上の助けは出来ません。けれどそこに児童問題の対応をしている方がいれば、別のアドバイスが出来ます。大きな問題の時だけ入ってもらうのではなく、小さな問題の相談のときから他職種、他分野の方が入っていれば、事例相談、事例対等の知識が共有される、そういう場を作っていかなければなりません。本当はそういうことはソーシャルワークの方が一番得意なのですが。そう考えると、計画はこういった審議会で検討し、ワーキングの会議でそういったしくみを考えていかなければいけませんし、そこでは企業やいろんな方に入ってもらえれば良いと思います。甲賀市はもっといろんなことが出来ると思います。それでは意見聴取事項の社会福祉法改正の概要と計画の中間見直しに向けた方向性については、以上とします。ありがとうございました。

## 6 報告事項

【会 長】:では、報告事項の1点目、計画本編及び計画概要版の配布について、事務局から報告を求めます。



【事務局】：【資料7により説明】

【会長】：ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見ご質問はございませんか。それでは最後に報告事項の2点目、次回審議会の開催時期について、事務局から報告を求めます。

【事務局】：平成30年度の審議会は1回だけの開催予定となります。時期は、平成29年度決算が固まり、計画の進捗状況を計ることができる時期として、7月末頃を予定しております。具体的には、7月の23日(月)、24日(火)、25日(水)の3日程のなかで、委員の皆様のご都合をお聞かせ頂きたいと思っております。

【委員】：午後からのほうが時間がゆっくり取れてよろしいかと思っております。

【会長】：3日程の午後でご都合の悪い方はいらっしゃいませんね。それでは、23日、24日、25日のいずれかの午後で予定します。具体的な日程については後日事務局から連絡してもらいます。ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。本日の議題はこれで終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しします。

【事務局】：会長、ありがとうございました。毎回審議会を開催するたびに委員の皆様から貴重なご意見をいただき、感謝いたします。今後ともよろしくお願いいたします。最後に副会長より、閉会のご挨拶をお願いいたします。

## 7 閉会

【副会長】：長時間にわたり、慎重審議いただき誠にありがとうございました。事務局から説明を受け、委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。計画を推進するという事は、非常に難しいものであると感じました。私も過去に民生委員をさせていただいて、面談して対応することは非常に難しいものであるし、相手の感情にも配慮しながら進める必要もあります。福祉の世界は何事もそうですが、慎重に進める必要があります。今回は事務局から計画の進捗についても報告があるとのことですので、それに向けて進めていっていただきたいと思っております。本日は長時間ありがとうございました。

【以上】